

# ツインブリッジのと（中能登農道橋） 暫定供用開始のお知らせ

- 昨年1月の能登半島地震発生以降、通行止めとしていたツインブリッジのとについて、  
**6月16日（月）**から一般乗用車や緊急車両等の暫定供用を開始します。
- 暫定供用時には、車両の重量規制を行ったうえでの、片側交互通行となりますので、  
ご理解とご協力をお願いいたします。

## 【通行規制について】

- 区間 ツインブリッジのと (L=620m) を含む L=800m区間
- 規制期間 令和7年 **6月16日（月）13時** ~ 当面の間
- 規制内容 ①信号機による片側交互通行：中島側L=50mと能登島側L=300mの2箇所  
②重量規制：総重量17tonを超える車両通行禁止  
(注意) 能登島側L=170m区間（重量規制区間）で大型観光バスなど10tonを超える車両は十分な車間距離を取って通行すること（目安：20m以上）  
③歩行者は通行禁止
- 迂回路 あり（能登島大橋：主要地方道七尾・能登島公園線）  
※工事用大型トレーラーや10tonダンプトラックに満載の車両は迂回してください。

